

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
 - 職員 の 給 料 の 決 定 の 基 準 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 五
- 告 示
 - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 五
 - 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 五
 - 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 五
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 五
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の住所を変更した旨届出があった件 五
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった件 五
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 五
 - 落札者を決定した件 五
 - 都市計画法により公聴会を開催する件 五

福島県訓令第十八号

訓 令

出 本
先 庁
機 機
関 関

職員 の 給 料 の 決 定 の 基 準 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を こ こ に 定 め る 。
平 成 二 十 九 年 十 二 月 五 日
福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

職 員 の 給 料 の 決 定 の 基 準 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令
職 員 の 給 料 の 決 定 の 基 準 に 関 す る 規 程 (昭 和 四 十 二 年 福 島 県 訓 令 第 二 十 八 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。
第 九 条 第 一 項 中 「 すべて 昇 給 」 を 「 昇 給 (第 三 項 に 規 定 す る 場 合 を 除 く 。) 」 に 改 め 、 同 条 に 次 の 一 項 を 加 え る 。
3 初 任 給 規 則 第 三 十 六 条 に 規 定 す る 職 員 の 昇 給 に つ い て は 、 別 に 定 め る と こ ろ に よ り 行 う も の と す る 。

別 表 第 二 本 庁 部 長 の 項 中 「 (東 京 事 務 所 所 属 の 職 員 を 除 く 。) 」 を 削 り 、 同 表 中 「 東 京 事 務 所 所 属 職 員 会 事 務 局 所 属 職 員 会 事 務 局 所 属 職 員 」 を 「 各 所 属 」 を 「 労働 委 員 会 事 務 局 所 属 職 員 」 に 改 め る 。

附 則
この 訓 令 は 、 平 成 二 十 九 年 十 二 月 五 日 から 施 行 す る 。

告 示

福 島 県 告 示 第 七 百 七 十 号
生 活 保 護 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 百 四 十 四 号) 第 四 十 九 条 の 規 定 (中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 (平 成 六 年 法 律 第 三 十 号) 第 十 四 条 第 四 項 に お い て そ の 例 に よ る こ と と さ れ る 生 活 保 護 法 の 規 定 を 含 む 。) に よ り 、 医 療 扶 助 及 び 医 療 支 援 給 付 の た め の 医 療 を 担 当 さ せ る 機 関 を 次 の と お り 指 定 し た 。
平 成 二 十 九 年 十 二 月 五 日
福 島 県 知 事 内 堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
西山医院	田 村 郡 三 春 町 字 御 免 町 一 七 九	平 成 二 十 九 年 九 月 一 日
かみや内科クリニック	同 郡 小 野 町 大 字 小 野 新 町 字 門 番 九 三 一 一	同 月 一 四 日

福島県告示第七百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

（社会福祉課）

名	変更前	変更後	所在地
早川医院	医療法人緑樹会早川医院	相馬市中村字泉町九一	
めぐみ薬局	ファークコス薬局めぐみ	白河市六反山一〇―二六	

（社会福祉課）

福島県告示第七百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

名称	変更前	変更後	所在地
メルシー薬局西川店	須賀川市西川字山本二一七	須賀川市山寺町一七〇	

福島県告示第七百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀 雅雄

（社会福祉課）

アイル薬局須賀川店	同	市山寺三三	同	市山寺町三九
さとう心療内科	同	市西川字前田一〇	同	市山寺町三七

福島県告示第七百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

（社会福祉課）

名称	所在地	廃止年月日
有限会社医薬センターミナミ調剤薬局	南相馬市原町区南町一―一五三	平成二九年四月三〇日
うさぎ堂薬局本陣前店	同 市原町区本陣前一―八二	同 年六月三〇日
コスモ調剤薬局米代東店	会津若松市米代二―一―一〇	同 年八月一日
駒場内科医院	南相馬市原町区三島町二―二〇二一	同 年三月二日
西山医院	田村郡三春町字御免町一七九	同 年 日
かみや内科クリニック	同 郡小野町大字小野新町字宿ノ後三三二	同 年九月三日

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
三春訪問看護ステーション	田村郡三春町字六升時五〇	公益財団法人星総合病院	郡山市向河原町一五九一	平成二十九年八月三二日

（社会福祉課）

福島県告示第七百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の住所を変更した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
榎本敦士	南相馬市原町区北新田字本町九八一七―一六	南相馬市原町区大町一―二九

（社会福祉課）

福島県告示第七百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居

宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人昭利福祉会すみれ荘居宅介護サービス事業所	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏一八三六	社会福祉法人昭利福祉会	大沼郡昭和村大字小中津川字石仏一九三〇	平成二十九年七月一日	訪問介護 訪問型 サービ ス通所 介護サ ービス

（社会福祉課）

福島県告示第七百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変 更 前	変 更 後		
めぐみ薬局	めぐみ	白河市六反山一〇―二六	株式会社ファークス	東京都千代田区神田練堀町六八一―ムラタヤビル二階
アイミー薬局中央店	ファークス薬局東中央	福島市東中央一―二二	同	同

福島県告示第七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
居宅介護支援事業所シニアガーデン	福島市方木田字本方木田四六一 一 敬愛会方木田ビル一階	福島市伏拝字田中一九一七	株式会社ユアライフ	福島市伏拝字田中二一一
いきいきケアセンター	須賀川市下小山田字孫八内一〇二	須賀川市雨田字富岡五七	特定非営利活動法人ふくしま共生センター	須賀川市雨田字富岡五七
ひより居宅介護支援事業所	白河市久田野田中三九一四	白河市新白河一〇四 丸昌ビル二F	株式会社太郎	西白河郡西郷村字小田倉狼山合五〇
さんあい指定居宅介護支援事業所	須賀川市森宿字狐石一二九一七	須賀川市西川字隠久保一三六	医療法人三愛会	須賀川市森宿字狐石一二九一七

（社会福祉課）

福島県告示第七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中

国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十九年十二月五日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ひかり	須賀川市坂の上町一―一	株式会社エコ	郡山市喜久田町卸一―一七―一	平成二十九年八月三十一日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

公 告

公告第245号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるいわき上三坂小野線・（仮称）4号橋外上部工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
いわき上三坂小野線・（仮称）4号橋外上部工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年10月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
川田・宮地・協三特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区中央一丁目6番35号
- 5 落札金額
2,553,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年8月15日

（土木総務課）

公告第二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十九年十二月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十九年十二月二十二日（金） 午後六時三十分から
場所 福島市上町四番二十五号 福島テルサFTホール
- 二 公聴会の案件
県北都市計画道路を変更する案
- 三 公聴人の資格
公聴人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公聴人の申出
公聴人になろうとする者は、平成二十九年十二月十五日（金）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県北建設事務所又は福島市の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成29年12月5日付け福島県報に搭載された「県北都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

平成29年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格

A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)